



# くにたち

## 特集号

## 国立市議会議員 選挙について

TEL 042-576-2111(代)

FAX 042-576-0264

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

編集・発行 国立市選挙管理委員会

ホームページ <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>



スマートフォン等で左の二次元コードを読み取ると、市ホームページにアクセスできます。

# 4月23日(日)は

# 国立市議会議員選挙の

# 投票日です

投票時間

## 午前7時～午後8時

これからの国立市の政治を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を生かすため、必ず投票に行きましょう。



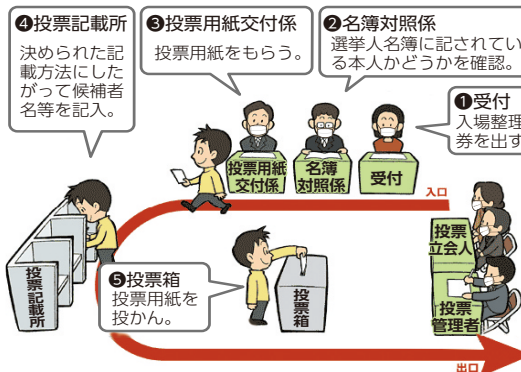
### 投票できる方とできない方

投票ができる方とできない方については、下記のとおりです。詳細は、問までお問い合わせください。

		投票の可否
平成17年4月24日以前に生まれた方	以前国立市で投票したことがある方で、住所に異動がない方	できます
	令和5年1月15日までに転入の届出し、引き続き国立市に住民票がある方	
令和5年4月23日以前に国立市から転出した方		できません
令和5年1月16日以降に転入の届出をした方		
平成17年4月25日以降に生まれた方		

### どうやって投票するの？

投票所は、下図のようになっています。今回の選挙で初めて投票する方は、参考にしてください。



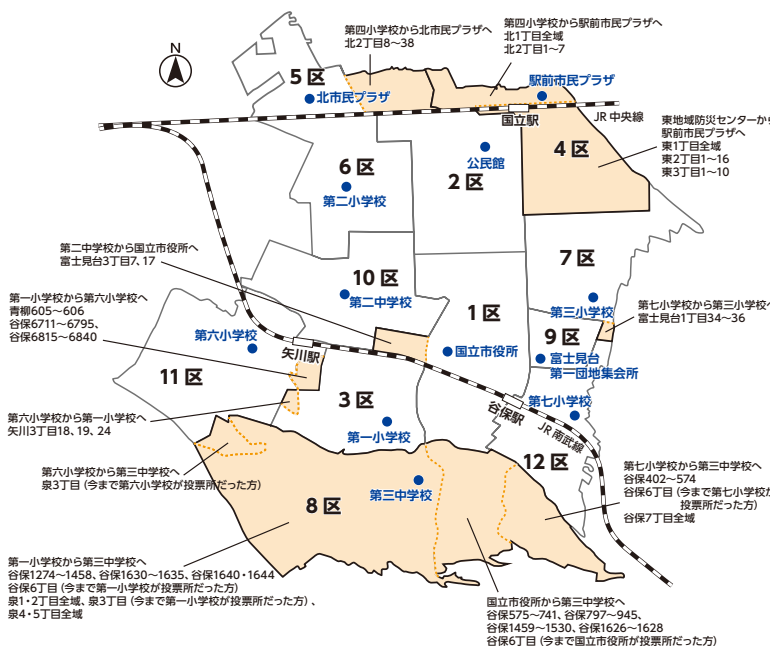
## 一部の投票区・投票所が変更になります

今回の選挙から一部の投票区・投票所が変更になります。詳細は、市報3月5日号の1面をご覧ください。

投票に行く際は、投票所が変更になっていないか、十分に確認してから投票所へお越しください。なお、告示日(4月16日(日))にあわせて郵送する投票所入場整理券に今回投票できる投票所を記載しています。必ず投票所入場整理券でご自身の投票区・投票所をご確認のうえお越しください。

なお、期日前投票所では、お住まいの地区の投票区に関係なくどなたでも投票できます。

### 各投票所の場所



### 投票所一覧

投票区	投票所	住所
第1投票区	市役所1階 市民ロビー	富士見台2-47-1
第2投票区	公民館 地下ホール	中1-15-1
第3投票区	第一小学校 体育館	谷保6026
第4投票区	駅前市民プラザ	北1-14-1
第5投票区	北市民プラザ1階 多目的ホール	北3-1-1 9号棟
第6投票区	第二小学校 体育館	西2-13
第7投票区	第三小学校 体育館	東4-24-1
第8投票区	第三中学校 体育館	谷保1348-1
第9投票区	富士見台第一団地集会所	富士見台1-7
第10投票区	第二中学校 体育館	富士見台3-30
第11投票区	第六小学校 体育館	谷保6600
第12投票区	第七小学校 体育館	富士見台1-47-7

問 186-8501

富士見台2-47-1

国立市選挙管理委員会事務局(市役所内)

TEL 576・2111(代)

## 投票の方法

## 投票所にお越しの際は入場整理券をお忘れなく

入場整理券は、オレンジ色の封書で告示日(4月16日(日))にあわせて郵送します。

なお、複数の世帯員で構成されている世帯には、全員の名前が記入された宛名用紙(入場整理券ではありません)を入れて郵送します。投票所に来場する際は、必ずご自身の名前が記載された入場整理券をお持ちください。

※同居していても世帯が別の場合は、別々に届く場合もあります。

※入場整理券は、投票の受付から投票用紙交付までを円滑に行うために必要です。

※入場整理券がなければ、投票できないわけではありません。なんらかの事情で届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、**印**または投票所の係員にお申し出ください。

## 点字投票

目の不自由な方は点字投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

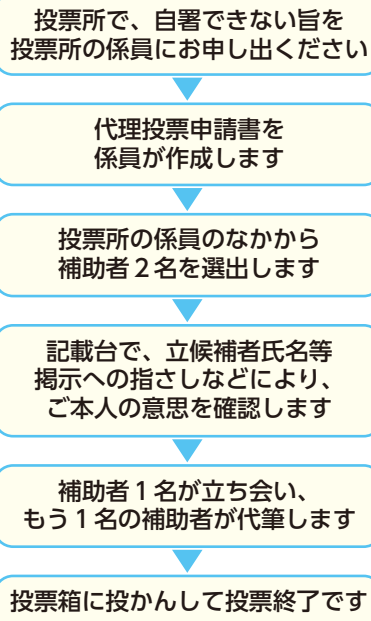
## 代理投票

身体の不自由、ケガなどのため、文字を書くことができない方は、代理投票をご利用ください。所定の手続きにしたがって、投票所の係員が代筆します。詳細は、右記をご確認ください。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員にお申し出ください。

## 最近市内で転居した方

国立市の選挙人名簿に登録があり、3月15日までに転居の届出を済ませた方は、転居後の投票所で投票できます(入場整理券に記載されている投票所欄をご確認ください)。

## 〈代理投票の流れ〉



## 不在者投票の手続きと期間等について

市外に滞在中の方や、指定された病院・高齢者施設等に入院・入所している方は、不在者投票ができます。

## ▶ 手続方法

①国立市に在住の住所・氏名・生年月日・電話番号・書類の送付先・不在者投票をする理由等を明記した文書(様式自由)を、**印**まで郵送してください(市**印**「4月23日(日曜日)は、国立市議会議員選挙の投票日です」から不在者投票宣誓書兼請求書を入手できます)。郵送による手続きとなりますので、下記の不在者投票ができる期間に間に合うよう、早めにご請求ください。

※電話、ファクス、メールでは請求できません。

②請求書が届き次第、**印**から不在者投票関係書類を郵送します。

③速やかに滞在先の選挙管理委員会が指定する不在者投票所で、投票をお願いします。

※不在者投票を行うことができる指定施設に入所している方は、施設の担当者にお問い合わせください。それ以外の方で、ご不明な点がある場合は、**印**までお問い合わせください。

## ▶ 不在者投票ができる期間

4月17日(月)～22日(土)午前8時30分～午後8時

## 郵便による在宅投票について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を保有し、一定の要件に該当する方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。また、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方も対象です。いずれも自署できることが条件です。

身体障害者手帳に上肢または視覚のしょうがいの程度が「1級」と記載されている方で自署できない方は、選挙権を有する代理記載人を定め、所定の手続きを行うことにより郵便による投票ができます。いずれの場合も投票するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。

## 新型コロナウイルス感染症により療養等をしている方も郵便等で投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便投票」ができます。詳細は、市**印**「4月23日(日曜日)は、国立市議会議員選挙の投票日です」をご覧ください。また、**印**までお問い合わせください。



## 当日に投票できない方は、期日前投票や不在者投票をご利用ください

投票日当日に、次のような理由で投票所へ行くことができない方は、期日前投票や不在者投票ができます。

- ▶ 仕事または冠婚葬祭等の用務がある方
- ▶ 上記以外の用務等のため投票区の区域外に旅行または滞在する方
- ▶ 病気やけが、妊娠等により、投票所へ行くことが困難な方
- ▶ 天災または悪天候により、投票所に行くことが困難な方(新型コロナウイルス感染症対策として期日前投票を行う場合の理由に該当します)

## 期日前投票

期日前投票をする方は、事前に入場整理券裏面の期日前投票宣誓書に、ご自身で氏名、生年月日を明記し、期日前投票所までお持ちください。

なお、今回の選挙から投票事由に「○」を付ける必要がなくなりました。ご不明な点がある場合は、**印**までお問い合わせください。

期日前投票所	受付日時
市役所北庁舎1階 第7会議室 (富士見台2-47-1)	4月17日(月)～22日(土) 毎日午前8時30分～午後8時
北市民プラザ (北3-1-1 9号棟)	4月19日(水)・20日(木) 午前9時30分～午後8時
南市民プラザ (泉2-3-2 1号棟)	4月19日(水)・20日(木) 午前9時30分～午後8時
駅前市民プラザ (北1-14-1)	4月21日(金)・22日(土) 午前9時30分～午後8時 ※駐車場や駐輪場はありませんので、 ご注意ください。
南区公会堂 (泉3-29-11)	4月21日(金)・22日(土) 午前9時30分～午後8時

## 『選挙公報』について

候補者の政見や経歴などを掲載した「選挙公報」を、4月21日(金)までに各家庭に配布します。なお、次の場所にも設置します。

## ■ 設置場所

市役所1階 市民ロビー、公民館、中央図書館、北市民プラザ、南市民プラザ、駅前市民プラザ、南区公会堂、旧国立駅舎、JR国立駅、谷保駅、矢川駅

※市**印**「4月23日(日曜日)は、国立市議会議員選挙の投票日です」からもご覧いただけます。

※「選挙公報」が届かないときは、お手数ですが、**印**までお問い合わせください。

## ■ 「選挙公報」の音訳版CDをご用意します

目の不自由な方のために、選挙公報を音訳したCDを貸し出しています。希望する方は、**印**までご連絡ください。

**開票について** 上履きをご持参ください

国立市の選挙人名簿に登録されている市民であれば、開票を参照できます。

日時 4月23日(日)午後9時～開票終了

場所 市民総合体育館 第1体育室(富士見台2-48-1)

## 新型コロナウイルス感染症対策について

## 投票所における感染症対策

- ▶ 投票所出入口にアルコール消毒液を設置します。入場時の手指消毒にご協力ください。
- ▶ 投票管理者、投票立会人、投票所係員がマスクを着用します。
- ▶ 投票所を定期的に換気します。
- ▶ 投票所内の筆記用具等を定期的に消毒します。

## 有権者の皆さまにお願いする感染症対策

- ▶ 持参した筆記用具でも投票用紙に記入することができます(投票用紙は原材料にプラスチックを使用しており、ボールペン(特に水性)の場合はインクがにじむ可能性があります。そのため、鉛筆またはシャープペンシルの使用を推奨していますが、ボールペンの使用も可能です)。
- ▶ 咳エチケット、来場前後の手洗い、うがいの徹底にご協力ください。
- ▶ 周りの方との距離を保つようお願いします。